

一 般 質 問 通 告 書

佐野市議会議長 様

		受付	番号 1 4
			令和 8 年 8 月 2 7 日
			午後 2 時 4 0 分
議会名	令和 8 年 第 3 回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号 6 番 長浜 成仁		
答弁を求める者 (選択してください)	☐ 市長 ・ ☐ 副市長 ・ 教育長 ・ ☐ 担当部局長		
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	☒ あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) ☐ なし		
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)		
1. 若い世代の未来を守る取組について	①ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン接種とがん検診の組み合わせは子宮頸がん予防に効果的と考えますが、本市の見解をお伺いします。 ②令和7年9月定例会でのヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの男性接種に対する無料接種や助成制度の導入提案に関して、「研究を進める」旨の答弁がありました。その後の研究状況を含めたヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチンの男性接種に対する無料接種や助成制度の導入に関して、本市の見解をお伺いします。		
2. 指定管理者制度の在り方調査特別委員会最終報告書 (調査結果) 及び不起訴処分後の市長の説明責任について (1) 特別委員会最終報告書 (調査結果) に対する市長の認識について	①市長は特別委員会の最終報告書に目を通していますか。目を通した上で、どのように受け止めたかお伺いします。 ②特別委員会の最終報告書では、本件施設の募集要項の変更が「市長の指示に因る」と事実認定を行っています。現在、市長はこの事実認定について、どの部分を事実として認め、どの部分を否定するかお伺いします。		

(2) 募集要項変更の意思決定過程について	③市長がこれまで述べてきた「指示をしていない」とは、以下のいずれの意味に当たるかお伺いします。 ア：指示に当たる発言そのものをしていない イ：発言したかどうか現在は記憶していない ウ：発言はしたが、市長自身は指示とは認識していない ①市長の指示がなかったのであれば、令和3年8月頃の募集要項の変更を検討し、決定したのは誰の発案で誰の判断によるものかお伺いします。 ②市長は特別委員会において変更に関し、担当の副市長に「可能かどうかという質問をさせていただきました」と述べ、その後、所管課による協議結果について「了とした」と述べています。この2つの行為は、募集要項変更の意思決定に関与したことにならないのかお伺いします。 ③所管課職員が市長に渡した文書には、P F Iに関する部分のみに下線が引かれ、強調されていました。市長はこの文書について何を判断し、何を職員に伝えたかお伺いします。
(3) 当該事業者との関係及び公募期間中の面談について	①市長は、県議時代の顧問契約及び市長選挙における支援を含め、当該事業者及びその関連会社との関係を現在どのように認識しているかお伺いします。 ②公募期間中である令和3年8月18日に、当該事業者の社長と市長室で面談していますが、その目的及び内容をお伺いします。 ③特別委員会の最終報告書では、この面談が募集要項に定める「接触の禁止」に抵触する可能性が極めて高いと指摘しています。市長はこの指摘をどのように受け止めるかお伺いします。 ④市長は令和3年4月の市長選挙前に自ら顧問契約を解除しています。利害関係を認識していたにも関わらず、公募期間中に当該事業者の社長と面談を行ったのはなぜかお伺いします。

(4) 不起訴処分後の政治的・行政的責任について	①不起訴処分は、特別委員会が行った「市長の指示に因る」との事実認定を否定したものであるという認識かお伺いします。 ②一部報道によると、市長は令和8年8月5日の記者会見にて陳謝をしています。どの行為について陳謝したのかお伺いします。 ③一部報道によると、市長は令和8年8月5日の記者会見にて「意思決定プロセスのより一層の明確化」を掲げました。指示していないのであれば、明確化すべき意思決定プロセスとは具体的に何かお伺いします。 ④刑事責任が問われなかったことと行政組織の長としての説明責任は別物であるとの認識はあるかお伺いします。 ⑤関わった職員への今後の対応をお伺いします。
---------------------------------	--